

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（RDF関連）に係る意見及び考え方・対応について

寄せられた意見は意見ベースで20件、提出者ベースで10件であった。それらに対する環境省の考え方・対応は以下の表のとおり。

該当箇所	意見概要	考え方・対応
2(3)(二)	冷却設備内に固形燃料が滞留する場合には、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずることの規定については削除し、1(2)に散水装置その他の消火に必要な装置が設けられていることと追加すべき。	冷却設備内に固形燃料が滞留する場合には、火災の発生防止措置を取ることが必要であり、維持管理基準に位置づける必要がありますが、その方法は必ずしも散水装置による必要はないことから、構造基準には位置づけないこととしたものです。
1(2)(口) 2(3)(口)	「冷却設備入口及び出口の温度」は、冷却機空気温度が室温となるため、連続測定は必要ない。	製造された固形燃料は、製造時の熱が蓄積されやすく、冷却用送風が停止した場合等の発火を未然に防止するため、必要な基準と考えます。
2(3)	保管設備内の固形燃料を速やかに処分することについては、不良品のみとすべき。	通常、固形燃料の性状管理については、全量のうちの一部分を標本として採取し、基準の遵守を判定することから、当該基準に満たない場合は、保管されている固形燃料のどの部分が不良品であるかを判定することは困難であり、事故の未然防止の観点から、全てを処分する必要があると考えます。
1(2)(口) 1(2)(口)(八) 2(3)(口) 2(3)(口)(八)	連続的な記録はしなくとも、異常時の警報や作業員による間欠記録でよいと考える。	御意見を踏まえ修正します。
1(2)	<p>破碎行程が二軸せん断破碎機の場合、爆発し難いので防爆設備等は不要と考える。</p> <p>受入コンベヤ等の開放部分大きい場合は防爆設備等は不要とすべき。</p>	ごみ中にある金属類が、破碎される際に生じた火花により原料のごみが発火する異常発生が報告されているところであり、事故の未然防止の観点から、これまでもすべての破碎施設について必要な基準とされていたところです。なお、開放

	防爆設備等の設置は、ガイドラインどおり高速回転式破砕機の場合に限定すべき。	部分の大きな破砕設備の場合、当該開放部分が爆風逃がし口を兼ねるものと解していただいて差し支えありません。
その他	省令改正に伴う施設の設備・機器の改修について、国庫補助金の対象とされたい。	すでに措置されているところです。
1(1)(八) 1(1)(ロ)	COの発生傾向は瞬時に変化するものではなく、30分に1回程度の間欠的な測定でよい。	ごみ固形燃料の発熱等の異常を早期に発見し、適切な対策を講ずるためには、常時、保管設備内の状況を把握する必要があると考えているところです。
その他	RDF製造に不適切なごみ分別を防止するため、廃棄物の排出者側も規制すべき。	法第2条の3の規定により、国民は廃棄物を分別して排出し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとされており、当該責務が果たされるよう、周知徹底に努めることが重要である。
その他	火災対策以外にも臭気対策等RDFプラント全体の規制を強化すべき。	施行規則第4条第4号及び第5号等において、生活環境保全上必要な措置について、すでに規定しているところです。
2(2)	監視すべき廃棄物の対象項目を「破砕施設に投入する廃棄物材質の種類と混入割合を連続的に監視及び記録管理する装置、固形燃料に不適切な材質を除去する機能を破砕設備内に設置する」等と明確化すべき。	御意見を踏まえ「破砕や固形燃料化に適さないものが含まれていないことを監視する」主旨を明確に規定することとします。
1(1)(八) 1(1) 2(1)(二) 2(1)	密閉空間に保管する場合は、内部を陰圧に保つようにすべき。	内部を陰圧にすることで換気を促すほか、不活性ガスを充てんする方法なども発熱防止に有効と考えます。
1(1)(八) 2(1)(二)	発火や燻り状態を事前に検知するためであれば、連続的に測定する項目は温度又はCOのいずれかとすべき。	異常の早期発見の観点から、異なる複数の項目について監視を行うこととしたものです。
1(1)、	保管する固形燃料の数量の算出は、最大保管量ではなく、実際の保管量とすべき。	実際の保管量はそのときどきで変化するものであり、最大保管量に応じて適切に管理すべきものと考えます。
1(1)(イ) 2(1)(イ)	隣接する固形燃料化施設からコンベア等で直接搬送する場合であっても、当該燃料化施設の保管設備で一日以上保管したものは、本規定に該当しないものとすべき。	本規定のただし書きにより、措置されております。

<p>1(1)(八) 2(1)(八)</p>	<p>不活性ガスの充填は常時ではなく、1(1)(ロ)の温度、COその他保管施設を適切に管理するために必要な項目の監視結果により判断できることとすべき。</p>	<p>本規定は固形燃料の酸化による発熱そのものや発生した熱の蓄積を未然に防止するためのものであり、不活性ガスの充填により措置する場合には、常時充てんしておく。</p>
<p>1(2)(ロ)(八) 2(3)(ロ)(八)</p>	<p>冷却設備出口の空気の温度を連続的に測定していれば、その他の箇所の温度は測定しなくてもよいとすべき。</p>	<p>火種の混入や冷却設備内での発火を早期に発見するため、出口以外についても温度測定の必要があると考えます。</p>
<p>1(1) 1(2) 2(1) 2(3)</p>	<p>固形燃料化施設の場合、一日当たりの処理能力は、ごみ処理能力ではなく、固形燃料製造能力とすべき。</p>	<p>「予定する保管期間が7日間を超える場合」といった規定ぶりに修正します。</p>